(平成28年4月1日施行)

(趣旨)

第1条 この要綱は、地中熱利用設備の設置に当たり、秦野市地下水保全条例 (平成12年秦野市条例第9号。以下「条例」という。)第1条に規定する地 下水を公水とする理念に基づき、市民共有の財産である地下水の質と量の保 全を図り、市民の健康と生活環境を守るため、設置者が行う手続等について 必要な事項を定める。

(定義)

- 第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれの各号 に定めるところによる。
 - (1) 地中熱 再生可能エネルギーの一つで、昼夜間及び季節間の温度変化が 小さい地中の熱的特性を活用したエネルギーをいう。
 - (2) 地中熱利用設備 熱交換、熱源、排熱等に地中熱を活用する設備をいう。 (設置可能な地中熱利用設備等)
- 第3条 設置可能な地中熱利用設備は、地下水に接しない深度に設置する設備とする。
- 2 地下水に接する地中熱利用設備は、条例第2条第7号に規定する井戸に該当し、条例第39条第1項の規定により設置することができない。ただし、 次の各号のいずれかに該当する設備は、この限りでない。
- (1) 条例第39条第1項ただし書の規定による許可を得た設備
- (2) 既に条例第40条第1項の規定による設置の届出がされている井戸に 設置するため、条例第43条第2項の規定による構造等の変更の届出をし た設備

(構造等に関する基準)

- 第4条 地中熱利用設備を設置しようとする者は、次に掲げる事項を遵守するものとする。
 - (1) 地下水を揚水しないこと。
 - (2) 熱媒体は、真水又は空気を用いること。
 - (3) 土壌及び地下水に熱媒体が漏えいしない構造とすること。
 - (4) 地下水に接する地中熱利用設備は、5メートル四方の区域に1地中熱交換器とし、帯水層ごとに止水策を講じること。
 - (5) 必要に応じて市長が指示する対策をとること。

(設置の届出)

- 第5条 地中熱利用設備を設置しようとする者は、その設置の30日前までに地中熱利用設備設置届書(第1号様式)を提出するものとする。
- 2 前項の届出をした場合において、地中熱利用設備の設置を完了したときは、 その設置後30日以内に地中熱利用設備設置完了届書(第2号様式)を提出 するものとする。

(変更の届出)

- 第6条 地中熱利用設備の設置の届出をした者(以下「設置者」という。)は、 設置者の変更があったときは、その変更後30日以内に地中熱利用設備設置 者変更届書(第3号様式)を提出するものとする。
- 2 設置者は、地中熱利用設備の設置場所又は構造を変更しようとするときは、 その変更の30日前までに地中熱利用設備構造等変更届書(第4号様式)を 提出するものとする。
- 3 前項の届出をした場合において、地中熱利用設備の変更を完了したときは、 その変更後30日以内に地中熱利用設備構造等変更完了届書(第5号様式) を提出するものとする。

(廃止の届出)

第7条 設置者は、地中熱利用設備を廃止したときは、その廃止後30日以内 に地中熱利用設備廃止届書(第6号様式)を提出するものとする。

(事故時の処置)

第8条 設置者は、設備のメンテナンス、熱媒体の交換又は設備の破損により 熱媒体が漏えいしたときは、直ちに設備を停止して防除処置をとるともに、 速やかに市長に報告するものとする。

(地下水の分析)

第9条 設置者は、必要に応じて市長と協議のうえ、地下水の分析を行うものとする。

附則

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。